

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構 役職員行動規範

私たちは、当法人が果たすべき社会的責任を自覚し、以下のとおり行動規範を定めて日常業務に取り組むとともに、社会人として良識ある行動をとります。

1. あらゆる法令やルールを遵守します。また、反社会的勢力や団体からの不当な要求には応じません。

- (1) 特定非営利活動促進法その他の関係法令を遵守し、公正・適切に事業を運営します。
- (2) 定款・諸規程・会計原則等に従い、適正に職務を遂行します。
- (3) 個人情報や機密情報は厳重に取り扱い、遺漏や目的外使用をしません。
- (4) 他社の所有する知的財産を尊重し、不正な使用は行いません。
- (5) 社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、利益、便宜の供与は一切行いません。

2. 高い倫理観と責任感を持って行動します。

- (1) 職務上の立場を利用して、私的な利益を追求したり、特定の団体等への利益誘導となるような行為はしません。
- (2) 機構の財務内容や事業活動状況などの経営情報を適時・適切に開示し、経営の透明性の確保に努めます。
- (3) 接待や贈答品の授受については、節度を持った対応を行い、社会的常識の範囲を超えてこれを行いません。
- (4) 機構の備品や情報システム等は、業務以外の目的には使用しません。
- (5) 飲酒運転などの反社会的行為はしません。

3. お互いを尊重し、働きがいのある組織づくりに取り組みます。

- (1) 人権を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、地位、性別、年齢、身体的傷害などによる差別や嫌がらせをしません。
- (2) セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、個人の尊厳を損なう言動を行いません。
- (3) 職場の規律を守り、お互いを大切なパートナーとして相互理解に努め、風通しの良い、活力ある職場を作ります。
- (4) 資質の向上と高い専門知識を習得し、一人ひとりが自らの能力を最大限に発揮するよう努めます。
- (5) 健康の大切さを自覚し、自ら健康の維持・管理に努めます。

4. 次の事項に関する各種事業活動を通じ、社会的貢献に努めます。

- ①水産業の発展と漁村の活性化
- ②漁業経営の安定化
- ③水産資源の保護・増進並びに漁場環境の保全
- ④魚食を中心とした食育の普及推進
- ⑤都市と漁村との交流促進